

税法上の優遇措置について About tax benefits

当協会は、公益法人制度改革に伴い、群馬県から平成 25 年 4 月 1 日、公益財団法人の認定を受けました。公益財団法人はすべて「特定公益増進法人」となりますので、当協会に会費を納めたり、寄附をした場合は下記のとおり税法上の優遇措置があります。

1. 法人の場合には、法人の規模に応じて算出される一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。 (法人税法施行令第 77 条の 2)
2. 個人の場合には、その所得金額の 40%を限度として 2 千円を超える部分をその方の年分の総所得金額から控除することが認められます。 (所得税法第 78 条第 1 項)
3. 所得税法や租税特別措置法においても、新たな公益法人制度の創設に伴い次のような取り扱いがされることとなります。
 - ・ 利子等に係る源泉所得税の非課税 (法人税法第 68 条)
 - ・ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税 (租税特別措置法第 40 条)

税額控除制度のお知らせ Tax credit system

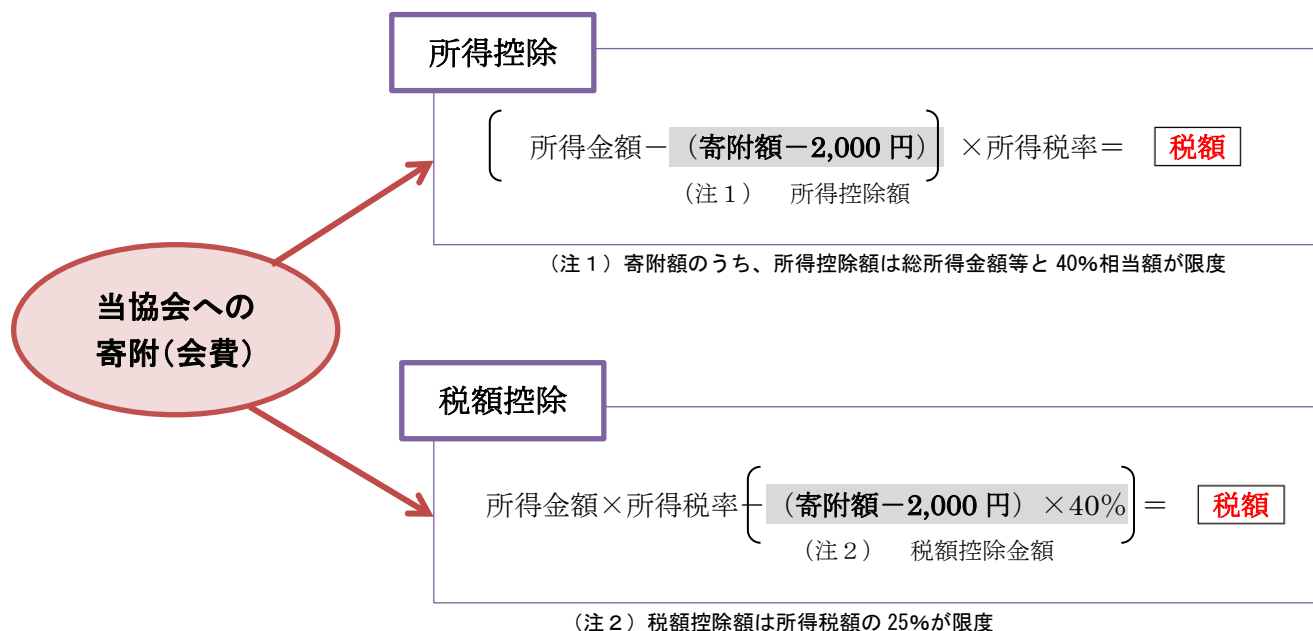
新たな税額控除制度により、このたび当協会に対する個人のみなさまからの寄附金（会費もふくまれます）が、「税額控除」の対象となり、所得税額から控除することができるようになりました。従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。

- ☆ 所得控除…所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得・税率の高所得者の方が減税効果が大きい。
- ☆ 税額控除…税額を算出した後に税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果が大きい。

確定申告に際しましては、会費・寄附金を金融機関でお振込みの際に受け取った領収書または、当協会より発行した領収書及び「税額控除証明書」の提出が必要となります。

寄附をした個人に対する税制優遇

◎ 所得税



【例1】会費1口 3,000円を納入した場合は…

$$3,000\text{円} - 2,000\text{円} \times 40\% = 400\text{円 (税額控除額)}$$

【例2】会費2口 6,000円を納入した場合は…

$$6,000\text{円} - 2,000\text{円} \times 40\% = 1,600\text{円 (税額控除額)}$$

【例3】会費3口 9,000円を納入した場合は…

$$9,000\text{円} - 2,000\text{円} \times 40\% = 2,800\text{円 (税額控除額)}$$

◎ 個人住民税

[根拠条文：地方税法第37条の2]

個人住民税については、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税から控除（税額控除）されます。

- ◇ 都道府県が条例指定 … (寄付金額 - 2,000円) × 4%
- ◇ 市区町村が条例指定 … (寄付金額 - 2,000円) × 6%
- ⇒重複指定であれば、(寄付金額 - 2,000円) × 10%

※群馬県では「県税条例第37条の3第7項」において指定しておりますので、控除の対象となります。また、甘楽町では「町税条例第34条の7第1項第3号」において新たに指定され、平成26年1月1日以降の寄附金が控除の対象となります。

※甘楽町以外にお住まいの方は、市町村民税控除の指定の有無について、お住まいの市町村の税務担当課へお問い合わせください。